

射水市民病院空調等更新事業
仕 様 書

令和6年12月

射水市民病院 経営管理課

射水市民病院空調等更新事業仕様書

1 事業名称

射水市民病院空調等更新事業

2 事業目的

現在、当院で使用している空調用ボイラー設備等の更新について、民間企業のノウハウ、技術力を活用し、工事、維持管理等を効果的に行うことを目的とする。また、より長寿命で省エネルギー効果の高い機器に交換することで、地球温暖化に係る温室効果ガス排出量を抑える脱炭素社会の実現と、消費電力の低減によるコストの削減を目指す。

3 事業概要

(1) 契約方式

公募型プロポーザル方式

(2) 業務期間

契約の日から令和8年3月31日

(3) 事業場所

射水市民病院 射水市朴木20番地

(4) 更新対象機器

設置場所	機器名称	メーカー	型番	台数
1階機械室	蒸気ボイラ	IHI	KMH.04A	2
1階機械室	吸収式冷温水機	三洋電機	TSA-BUW-210CC	2
1階機械室	蒸気ボイラ	IHI	K-2000LE	1
1階機械室	温水ボイラ	昭和鉄工	SV-2503A-H	1
1階機械室	冷却水ポンプ	エバラ	125X100FS4KC630	2
1階機械室	熱交換器（蒸気-水）	ベルテクノ		2
7階屋上	冷却塔	荏原シンワ	SDW-U200ASC	2
7階屋上	チラーユニット	三菱電機	CA-J1500AS	2

4 事業内容

事業者は、空調熱源等設備の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、空調等更新工事について、本市と合意した内容で契約を締結し、以下の業務を行うものとする。

- (1) 本設備の計画・施工・施工管理
- (2) 更新に伴う受変電設備の整備（必要に応じて）
- (3) 更新に伴う既存設備の撤去等
更新に伴い未使用となった既存空調設備及び付属設備一式

5 空調熱源等設備の仕様について

事業者の提案に委ねる。

6 その他の留意事項

- ① 事業者は、本事業の履行にあたって知り得た個人情報や機器の設定情報など、本市の機密事項について守秘義務を負うこと。
- ② 本市から提供した資料については、本事業の履行及び終了後においても、機密保持のために十分な体制・設備により厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏洩を確実に防止すること。
- ③ 第三者へ資料の提供を行う場合は、本市の承認を得ること。
- ④ 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、若しくは規定していない要件が発生した場合は、本市と協議の上、対応を決定することとする。
- ⑤ 本市と事業者との責任区分について
 - ア 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。
 - イ 予想されるリスクと責任分担は、下表によることとし、事業者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

<分担表>

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
前段階及び契約時	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	事業の中止・延期	本市の指示		○
周辺住民の反対による事業の中止・延期			○	○

		施設建設に必要な許可等の遅延によるもの	○	○
		事業者の事業放棄、破たんによるもの		○
		本市の事業放棄によるもの	○	
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期 (詳細は契約書による)	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ(設計費に対して影響のあるもののみを対象とする)	○	○
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更 (詳細は契約書による)	○	○
	物価	急激なインフレ・デフレ	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
環境の保全	工事における環境の保全		○	
工事段階	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	○
	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	仕様不適合		○
一般的改善	引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○	
	引き渡し前に工事に起因して施設に生じた損害		○	
保証関連	性能	仕様不適合(施工不良を含む)		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○